

適用範囲

第一条

1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

宿泊契約の申し込み

第二条

1. 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第三条

1. 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、
ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金の支払いを求めることがあります。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第五条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

宿泊契約締結の拒否

第四条

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をす
るおそれがあると認められたとき
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき

- (5)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ないとき
- (6)宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき

宿泊客の契約解除権

第五条

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部解除した場合(第三条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は別紙に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後9時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当館の契約解除権

第六条

- 当館は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたとみとめられるとき
 - (2)宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (3)宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (4)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - (5)寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき

宿泊の登録

第七条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1)宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2)外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日(旅券の写し)
 - (3)出発日及び出発予定時刻
 - (4)その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第11条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

第八条

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後4時から翌朝10時までとします。
ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1)午後2時までは、室料の 30%
 - (2)午後4時までは、室料の 60%
 - (3)午後4時以降は、室料の 100%(全額)

利用規則の遵守

第九条

宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

営業時間の遵守

第十条

1. 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は 備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。
 - (1)フロント・キャッシャー等のサービス時間
 - ①門限なし
 - ②フロントサービス 24 時まで
 - (2)飲食等(施設)サービス時間
 - ①朝食午前7時より、午前9時30分まで
 - ②レストラン営業時間午前10時より、午後8時 00 分まで
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。
その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第十一条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別紙宿泊料金に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客のチェックインの際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

契約した客室の提供ができないときの取り扱い

第十三条

当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

駐車場の責任

第十四条

宿泊が当館駐車場を御利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

宿泊客の責任

第十五条

宿泊客の故意または過失により当館が損害を被った時は、当該宿泊客は当館に対しその損害を賠償して頂きます。

1. 一般客

- ① 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%
- ② 宿泊当日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%
(16時以降は100%)

2. 団体客

- ① 宿泊日の9日前から宿泊日の2日前の日までに解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の10%
- ② 宿泊日の前日に解除した場合宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%
- ③ 宿泊当日に解除した場合宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%
(16時以降は100%)

(注) 1. パーセントは、基本宿泊料に対する違約金の比率です。(比率は各施設が定める事となっています。…註: 国際観光旅行館連盟)

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合にそのお引き受けした日)における宿泊人数の10% (端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。